

熊本港利用促進トライアル事業補助金交付要綱

制定 令和 5 年 9 月 1 日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、熊本港における RORO 船の利用を促進し、同船の定着化による熊本港の利用拡大を図るため、荷主企業に対し熊本港利用促進トライアル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) RORO 船 (roll-on/roll-off ship) 貨物をトラックやフォークリフトで積み卸す（水平荷役方式）ために、船尾や船側ゲートを有する船舶をいう。
- (2) 荷主企業 荷送人又は荷受人である企業。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、熊本市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 94 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しない者であり、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 熊本港において RORO 船を利用した輸送を初めて実施する荷主企業。
- (2) 熊本港において RORO 船を利用した輸送を行ったことがある者においては、これまでに輸送実績のない貨物の輸送を実施する荷主企業。

(補助事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う熊本港における RORO 船を利用した輸送事業とする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する次に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。

- (1) 海上輸送費
- (2) 国内陸上輸送費
- (3) 国内荷役料
- (4) 梱包料
- (5) 輸出入に係る諸経費
- (6) その他これらに準じる経費であって、市長が特に必要と認めるもの

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の 2 分の 1 以内の額とし、1 補助事業当たり 50 万円を上限とする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨

てた額とする。

（交付の申込み）

第7条 補助金の交付の申込みをしようとする者は、補助事業の実施前に熊本港利用促進トライアル事業補助金交付申込書（様式第1号）（以下「交付申込書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

- （1） 事業計画書
- （2） 登記事項証明書（写）
- （3） その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 前条の規定による補助金の交付の申込みがあった場合は、市長はその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、熊本港利用促進トライアル事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定は、交付申込書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した交付申込書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。

（交付の条件）

第9条 市長は、前条の規定による交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付すこととする。

- （1） 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （2） 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （4） 補助事業が完了したときは、別に定める日までに、市長に対し所定の実績報告を行うこと。
- （5） 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- （6） 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
- （7） 補助事業の経費については、領収書等関係書類を備え、その収支状況を明らかにしておくこと。
- （8） 補助事業の完了後において、市長が補助事業に関する調査をする場合は、その求めに応じこれに協力すること。
- （9） 市が行うポートセールス活動において、個人情報及び申込者の事業活動の支障になる情報を除く補助事業に関する内容を公表することに同意すること。
- （10） 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要とであると認め指示する事項を遵守する

こと。

（補助事業の変更又は中止の手続）

第10条 第8条の規定による交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、第7条の規定により申込みをした内容に変更が生じたときは、熊本港利用促進トライアル事業補助金変更・中止承認申込書（様式第3号）を市長に提出しなければならないこととする。

2 前項の規定による変更の申込みがあった場合は、その内容を審査し、これを承認することとしたときは、熊本港利用促進トライアル事業補助金変更・中止承認通知書（様式第4号）により当該補助事業者へ通知することとする。この場合において、承認に当たり必要と認めるときは、当該通知に際し、条件を付するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業が完了したときは、市長はその日から30日を経過する日（補助事業が完了した月が3月となるときは、当該年度の3月31日）までに、熊本港利用促進トライアル事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 金額明細
- (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (3) その他市長が指定する書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出があったときは、報告された補助事業の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか審査し、これらに適合すると認めたときは、熊本港利用促進トライアル事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知することとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による交付確定通知を受けたものは、当該通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならないこととする。

（交付決定の取消し等）

第14条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は当該補助事業者に係る交付決定の全部または一部を取り消すことができることとする。

- (1) 第9条に規定する交付の条件に違反した場合
- (2) 第10条第2項に規定する承認の条件に違反した場合
- (3) 補助事業者としての要件を満たさなくなった場合
- (4) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第16条 補助事業者は、第15条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 前項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第17条 市長は、補助事業者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(雑則)

第18条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

熊本港利用促進トライアル事業補助金交付申込書

年 月 日

熊本市長（宛）

申込者 所在地
名称
代表者職・氏名

熊本港利用促進トライアル事業補助金の交付を受けたいので、下記の同意事項を了承の上、熊本港利用促進トライアル事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて申込みます。

記

1 交付申込額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 登記事項証明書（写）

3 同意事項

- (1) 事業者が持つトライアル輸送関連情報の提供
- (2) トライアル輸送に係るヒアリング調査への協力
- (3) トライアル輸送による効果検証への協力
- (4) 個人情報及び事業活動の支障になる情報を除く調査・検証結果等の活用（情報公開）への同意
- (5) 上記内容について、本事業の関係者の了承を得ていること

担当者 連絡先	住 所	(〒)
	所属・氏名	
	電 話	
	E メール	

1. トライアル輸送の目的等

背景・目的	ア 既存ルート変更によるコスト・リードタイム削減などの物流効率化 イ モーダルシフトによる環境負荷低減や物流効率化 ウ 生産拠点移管や物流拠点分散化による物流効率化・事業継続性の確保 エ その他（ ）
期待する効果	

2. 貨物情報

輸送品	予定数量	トラック／トレーラー_____台（予定） トライアル実施回数（予定）：_____回
	品 目	
輸送先		輸出 ・ 輸入 ・ 移出 ・ 移入 国名／県名：
利用ルート ※	トライアル （予 定）	⇒ ⇒ ⇒ ⇒
	既 存	⇒ ⇒ ⇒ ⇒
利用輸送 事業者	トライアル （予 定）	
	既 存	
トライアル実施期間（予定）		年 月 日 ～ 年 月 日
トライアル費 用 見 込 み	費用の内訳	
	合計金額	

※利用ルートについては、生産地から最終仕向地までを記入。

（例） 輸出：国内生産地（市町村）⇒積出港（＋積替港）⇒海外港⇒最終仕向地（国）

輸入：海外仕出地（国）⇒積出港（＋積替港）⇒国内港⇒最終仕向地（市町村）

発第 号
年 月 日

所在地
名 称
代表者

熊本市長

熊本港利用促進トライアル事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった熊本港利用促進トライアル事業補助金について、下記の条件を付して交付することを決定しましたので、熊本港利用促進トライアル事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が完了したときは、補助事業の完了後30日を経過した日（補助事業が完了した月が3月となる場合は、当該年度の3月31日）までに、市長に対し所定の実績報告を行うこと。
 - (5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
 - (6) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
 - (7) 補助事業の経費については、領収書等関係書類を備え、その収支状況を明らかにしておくこと。
 - (8) 補助事業の完了後において、市長が補助事業に関する調査をする場合は、その求めに応じてこれに協力すること。
 - (9) 市が行うポートセールス活動において、個人情報及び申込者の事業活動の支障になる情報を除く補助事業に関する内容を公表することに同意すること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要とすると認め指示する事項を遵守すること。
- 3 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不適当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 4 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申込者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 5 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 6 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第3号（第10条関係）

熊本港利用促進トライアル事業補助金変更・中止承認申込書

年 月 日

熊本市長（宛）

申込者 所在地
名称
代表者職・氏名

年 月 日付け 発第 号で交付決定を受けた事業について、下記のとおり計画変更・中止したいので、熊本港利用促進トライアル事業補助金交付要綱第10条の規定により、承認を申込みます。

記

- 1 変更後補助金交付申込額 金 円 （既交付決定額 金 円）
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更・中止の理由

発第 号
年 月 日

所在地
名 称
代表者

熊本市長

熊本港利用促進トライアル事業補助金変更・中止承認通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した熊本港利用促進トライアル事業補助金について、熊本港利用促進トライアル事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 変更後補助金交付決定額 金 円
- 2 計画変更の内容

様式第5号（第11条関係）

熊本港利用促進トライアル事業補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

申込者 所在地
名称
代表者職・氏名

年 月 日付け 発第 号で補助金の交付決定を受けた下記事業が完了したので、熊本港利用促進トライアル事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 添付資料

- (1) 金額明細
- (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し

別紙（様式第 5 号関係）

熊本港利用促進トライアル事業 金額明細

No.			
熊本港利用日			
利用台数	台	輸送種別	輸出・輸入・移出・移入
荷下港（船積港）			
取扱貨物			
経費 積算 内訳	補助対象経費	金額（円）	備考
	海上輸送費		
	国内陸上輸送費		
	国内荷役料		
	梱包料		
	輸出入に係る諸経費		
	計		

No.			
熊本港利用日			
利用台数	台	輸送種別	輸出・輸入・移出・移入
荷下港（船積港）			
取扱貨物			
経費 積算 内訳	補助対象経費	金額（円）	備考
	海上輸送費		
	国内陸上輸送費		
	国内荷役料		
	梱包料		
	輸出入に係る諸経費		
	計		

補助対象経費合計（円）

※熊本港利用日ごとに作成すること。

行が足りない場合は、適宜追加すること。

税抜金額で記載すること。

発第 号
年 月 日

所在地
名 称
代表者

熊本市長

熊本港利用促進トライアル事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した熊本港利用促進トライアル事業補助金については、
熊本港利用促進トライアル事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり交付確定した
ので通知します。

記

1 交付確定額 金 円

請 求 書

熊本市長（宛）

年 月 日

所 在 地

名 称

代 表 者

金	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
額										

熊本港利用促進トライアル事業補助金として、上記金額を請求します。

振込口座名	
〔銀行名〕	〔支店名〕
〔預金種目〕	〔口座番号〕
〔口座名義人〕	